

令和 8 年度 福岡県高次脳機能障がい支援者養成研修（基礎研修・実践研修）開催要項

本研修は、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）」および「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定要件となる研修です。

1. 目的

高次脳機能障がいについての知識を得ることやその障がい特性を理解することで、高次脳機能障がいの障がい特性に応じた支援を実施できる、障がい福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とします。

2. 実施主体

福岡県、北九州市、福岡市

3. 実施機関

社会福祉法人福岡県厚生事業団 福岡県障がい者リハビリテーションセンター

4. 対象者、定員等

(1) 対象者 研修の対象者は下記ア、イのいずれかに該当する方とします。

ア 福岡県内に所在する障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等において高次脳機能障がい者の支援に従事し、事業所管理者からの推薦を受け、同一年度に開催する基礎研修、実践研修のいずれも受講ができる者。

イ 福岡県内に所在する医療機関や行政機関の職員等のうち、所属長からの推薦を受け、同一年度に開催する基礎研修、実践研修のいずれも受講ができる者。

(2) 定 員 250 名（福岡会場 150 名、北九州会場 100 名、各事業所から 1 名）

定員を超える申し込みがあった場合は、高次脳機能障がい者の支援状況を考慮して受講決定します。

選考結果に関する問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。

※令和 8 年度の研修修了者には、次年度以降の高次脳機能障がい支援者養成研修において、講師やファシリテーターを依頼する可能性があります。

5. 受講費用

5,000 円（消費税込。e-ラーニング、基礎研修・実践研修、テキスト代を含む）

納付は基礎研修の初日受付にてお願いします。なお、お釣りのないようご準備ください。

※受講費用は、理由の如何を問わず返金いたしません。

6. 研修内容

高次脳機能障害支援養成研修実施要綱（令和 8 年 4 月 7 日付障障発 0407 第 1 号・障精発 0407 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）4 で規定するカリキュラムに沿った下記の内容とします。

(1) 基礎研修

①講義（e-ラーニング）（約 360 分）

1	高次脳機能障がいとは
2	高次脳機能障がいの診断・評価
3	病院で行うリハビリテーション
4	失語症とコミュニケーション支援
5	制度利用
6	相談支援
7	自立訓練
8	復職・就労移行支援
9	生活と支援の実際

②演習（集合）

1	障がい特性の理解－症状のみかた
2	障がい特性に応じた支援
3	自立訓練の実際
4	復職・就労移行支援

(2) 実践研修

①講義（e-ラーニング）（約 360 分）

1	地域の支援体制
2	認知症・発達障がいとの共通点と相違点
3	小児期における支援
4	長期経過とフォローアップ
5	チームアプローチの重要性
6	家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動
7	コミュニケーション支援
8	支援の実践的な枠組みと記憶
9	自動車運転再開支援

②演習（集合）

1	障がい特性の理解と対応方法
2	環境調整による支援と記録に基づく支援の評価

※下記、ア～ウの条件を全て満たす場合、①講義（e-ラーニング）の受講修了とみなし、②演習（集合）の受講が可能となります。条件を満たすことができず、②演習（集合）の受講が不可能な場合の問合せには、一切応じられませんのでご了承ください。

ア 視聴期間内に、全ての講義（e-ラーニング）を受講すること

イ 講義（e-ラーニング）の所定視聴時間をすべて満たすこと

ウ 講義（e-ラーニング）受講後、確認テストに合格すること

（e-ラーニング確認テスト：満点で合格。満点になるまで繰り返し受験可能）

※(1) 基礎研修の①講義（e-ラーニング）、②演習（集合）を全て修了した者が、(2) 実践研修の受講が可能となります。

7. 日程

(1) 講義（eラーニング）の日程

☆ 基礎研修の講義受講期間は10月1日(木)12:00～10月15日(木)12:00です。

☆ 実践研修の講義受講期間は11月24日(火)12:00～12月8日(火)12:00です。

講義（eラーニング）の受講修了者には後日演習（集合）の受講決定通知をお送りいたします。

※確認テストで満点を取らないと演習（集合）の研修は受講できません。

(2) 演習（集合）の日程

【福岡会場】福岡市舞鶴庁舎（福岡市中央区舞鶴 1-4-13） 2階 研修室

A日程

（基礎研修）日程：令和8年11月12日（木）9：00～17：00

（実践研修）日程：令和9年1月18日（月）9：00～17：00

【北九州会場】ウェルとばた（北九州市戸畑区汐井町 1-6） 2階 多目的ホール

B日程

（基礎研修）日程：令和8年11月11日（水）9：00～17：00

（実践研修）日程：令和9年1月13日（水）9：00～17：00

（注）研修の都合により、開始時間が変更となる場合があります。変更が生じた際は、電子メールにて連絡いたしますので、あらかじめ御了承ください。

8. 申込手続き

(1) 申込方法

①右のQRコードまたは以下のURLより申し込みをしてください。

申込URL：” <https://forms.gle/8nZTYUybz37FuHAR8>”



②推薦状を以下のメールアドレスまで必ずお送りください。

推薦状の送付アドレス：kenshu@fukuoka-rehacenter.or.jp

※メールのタイトルに「養成研修推薦状」と記載ください。

※推薦状の提出がない場合は研修受講ができませんので予めご了承ください。

受講推薦状は以下のURLからダウンロードしてご利用ください（直接入力はいしないでください）。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koujinou2026kenshu.html>

もしくは、

“<https://docs.google.com/document/d/141eGH00WJ9VVFxUnK11ajuwh90Y6ejQF/edit?usp=sharing&ouid=116364937585308498201&rtpof=true&sd=true>”

受講の可否については、申し込みフォームに記載されたメールアドレス宛に通知をお送りいたします。

(2) 申込期限

令和8年9月18日（金） 17：00まで

＊締切り後の提出はいかなる理由であっても認めません。

9. 修了証書

- (1) 基礎研修及び実践研修を修了した者には修了証書を交付いたします。
- (2) 修了証書の再発行には一切応じられませんのでご了承ください。
- (3) 受講申し込みフォームに記入いただく内容は修了証書の作成、演習グループの編成に必要な情報であるため記入漏れや漢字の間違いなどがないように注意してください。
- (4) 研修修了には「全日程・全科目・全時間」の出席が必要です。そのため、本研修の日程、科目、時間の全部または一部において、欠席、早退、遅刻、長時間の途中離席などがある場合は、修了認定ができません。また、受講態度が不良と判断された場合も同様です。修了認定が不可となった場合は、その時点で以降の受講をお断りいたします。
- (5) 本研修の講義及び演習の各科目を複数年に分けて受講することはできません。
- (6) 受講申し込みフォームに記入された内容に虚偽があることが判明した場合は、修了証書の交付後であっても修了認定の取り消し等の措置を講じることがありますのでご承知ください。

10. その他注意事項

- (1) 研修中の録画・録音・撮影、研修資料の複製・二次利用は禁止とします。
- (2) 会場には研修受講者用の駐車スペースはございません。公共交通機関もしくは近隣の有料駐車場をご利用ください。
- (3) 昼食は各自でご用意ください（会場内飲食可能）。ゴミはお持ち帰りください。
- (4) やむを得ない理由や体調不良により受講を遅刻・欠席する場合は速やかに事務局へご連絡ください。研修会場において著しい体調の不良が見られる場合は受講をお断りすることがあります。会場では感染拡大防止にご協力ください。また公共交通機関が遅延した場合は遅延証明書をお持ちください。
- (5) 天災等の影響により予定どおりの研修の実施が不可能と判断した場合、開催方法の変更や後日指定する日に振り替えることがあります。変更等については申込時に記載頂いたメールアドレスへお知らせします。
- (6) 記録のため写真等を撮影する可能性があります。
- (7) 研修修了者が所属する事業所名等については、実施主体のホームページ等に掲載する可能性があります。
- (8) 本研修の申し込み情報については、原則研修開催業務のみに使用します。また、研修修了者名簿については、福岡県および社会福祉法人福岡県厚生事業団において管理するほか、各市町村に情報提供する場合があります。

11. お問い合わせ先（事務局）

社会福祉法人 福岡県厚生事業団

福岡県障がい者リハビリテーションセンター（牟田・中嶋）

住所：〒811-3113 福岡県古賀市千鳥 3-1-1

TEL : 092-944-1041

✉ : kenshu@fukuoka-rehacenter.or.jp